

財団法人理工学振興会寄附行為

(昭和21年9月 6日設立許可)	(昭和62年7月20日改正)
(昭和23年8月12日改正)	(平成元年7月21日改正)
(昭和41年3月12日改正)	(平成11年7月23日改正)
(昭和46年3月16日改正)	(平成13年1月22日改正)
(昭和51年6月24日改正)	(平成14年7月25日改正)
(昭和52年6月23日改正)	(平成15年10月31日改正)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人理工学振興会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都目黒区大岡山2丁目12番1号に置き、従たる事務所を横浜市緑区長津田町4259番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、理工学に関する研究を振興するとともに、先端技術の向上を目指した大学と産業界等との連携を図り、もって学術及び技術開発の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 理工学に関する研究の助成及び研究者の養成援助
- (2) 理工学に関する研究及び調査並びにその斡旋
- (3) 理工学に関する研究成果の普及
- (4) 特許等の取得並びに提供又は譲渡
- (5) 先端技術研究に関する情報の収集及び提供
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

(大学技術移転関連事業の定義等)

第4条の2 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の趣旨に則り、前条第2号乃至第5号を主たる目的とした事業を、この寄附行為において「大学技術移転関連事業」と称する。

第3章 資産及び会計

(資産の構成等)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品

(5) 賛助会費

(6) その他の収入

2 大学技術移転関連事業の実施に伴い、特許等の提供又は譲渡により生じた収入については、大学技術移転関連事業の経費等、第4条各号の事業費、その提供又は譲渡された特許等の発明者への配分金並びに大学への寄附金として用いるものとする。

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものを持って構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

2 この法人は大学技術移転関連事業を行うため、又はその他の事由により必要があるときは、理事会の議決により特別会計を設けることができる。

3 会長は、やむを得ない事由があるときは、その年度における支出が収入を上回らないと見込まれる範囲内で、予算外支出、予算超過支出又は科目の流用をすることができる。

4 前項の場合は、支出後最初の理事会でその承認を受けなければならない。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎事業年度終了後3月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決

を経なければならない。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事12名以上15名以内(うち、会長1名、専務理事1名及び常務理事2名又は3名とする。)

(2) 監事2名又は3名

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で会長、専務理事及び常務理事を定める。

2 特定の理事とその親族又は利害関係を有する法人の役職員その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第17条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 専務理事は、会長を補佐してこの法人の業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を代行する。

3 常務理事は、会長及び専務理事を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事し、会長及び専務理事に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理し、又はその職務を代行する。

4 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決により会長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第21条 役員は、有給とすることができる。

2 役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(評議員の選出)

第22条 この法人には、評議員20名以上30名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、会長が任命する。

3 特定の評議員とその親族又は利害関係を有する法人の役職員その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

4 評議員は、役員を兼ねることはできない。

5 評議員には、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要と認める事項について助言する。

(事務局及び職員)

第24条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 職員は、有給とする。

(役員等の守秘義務)

第24条の2 理事、監事、評議員及び職員は、業務上知り得た秘密を、事由の如何を問わず、漏洩してはならない。

第5章 会 議

(理事会の招集等)

第25条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は会長とする。

(理事会の定足数等)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(評議員会)

第27条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) 基本財産についての事項

(4) 長期借入金についての事項

(5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 2 評議員会の議長は、会議の都度評議員の互選で定める。
 - 3 第25条第1項及び前条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第28条 理事会及び評議員会においては、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上これを保存する。

第6章 選考委員会

(選考委員会)

第29条 この法人に、第4条第1号に定める業務を行うため選考委員会を置く。

- 2 選考委員会は、8名以上15名以内の選考委員で構成する。
- 3 選考委員は学識経験者のうちから理事会で選出し、会長が委嘱する。
- 4 選考委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 選考委員は、役員及び評議員を兼ねることはできない。

第7章 会 員

(賛助会員)

第30条 この法人の目的に賛同する法人又は個人であつて、理事会の定める賛助会費を納付した者又は特別の寄附を行った者を賛助会員とする。

(TLO会員)

第30条の2 大学技術移転関連事業を目的としたTLO会員制度を設けることができる。

- 2 前項の会員制度を設ける場合は、理事会は、会員の権利義務、資格、会費、運営基準等を定めた会員規則を制定しなければならない。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更できない。

(解 散)

第32条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第33条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第9章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第34条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令

により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員、選考委員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類及び帳簿

- 2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号、第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
- 3 第1項第1号、第3号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。
- 4 この法人の業務及び財務等に関し情報開示に努めるものとする。但し、大学技術移転関連事業に関し、この法人又は会員等の利害関係者に不利益が生じる恐れのある場合は情報を開示しないことができる。

(細則)

第35条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て別に定める。

(専門委員会)

第36条 会長は、大学技術移転関連事業に関し、技術評価又は運営等についての助言を目的とする専門委員を委嘱することができる。

- 2 会長は、前項の専門委員を構成員とする専門委員会を設置し、大学技術移転関連事業の運営全般についての意見を徴することができる。